



全日三重

Vol-356
2021.1.20

公益社団法人 全日本不動産協会三重県本部
〒510-0087 四日市市西新地 12 番 6-2 号

TEL 059-351-1822 FAX 059-351-1833
<https://mie.zennichi.or.jp/>

土砂災害特別警戒区域等の指定について

三重県県土整備部

今般、松阪市、熊野市、御浜町、紀宝町において、下記のとおり土砂災害警戒区域等が指定されましたので、重要事項説明等においてご留意願います。

指定地区：①松阪市嬉野小原町 外

②熊野市神川町、御浜町志原、紀宝町阪松原 外

指定年月日：令和2年12月25日

告示番号：三重県告示 ①第886号、第890号 ②第887号～第889号、第891号、第892号

○県公報 <https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000926901.pdf>

○指定区域図 http://www.pref.mie.lg.jp/HOZEN/HP/06770006284_00003.htm

グリーン住宅ポイント制度創設について

国土交通省住宅局住宅生産課

グリーン社会の実現及び新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済の回復を図ることを目的として、一定の省エネ性能を有する住宅の新築やリフォームを行う場合、または一定の要件等を満たす既存住宅を購入する場合、「新たな日常」及び「防災」に対応した追加工事や様々な商品と交換できるポイントを付与する「グリーン住宅ポイント制度」が、今国会で予算が成立次第、創設されます。

▶ 制度の概要

○令和2年12月15日から令和3年10月31日までに契約を締結した住宅の新築・リフォーム、既存住宅の購入が対象。

○新築は最大40万相当、リフォームは最大30万円相当のポイントを付与。

※一定の要件を満たす場合、新築最大100万円相当に引き上げ

○若者・子育て世帯がリフォームを行う場合等にポイントの特例有。

詳しくは国交省 Web ページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000181.html

▶ お問い合わせ 住宅ポイント制度コールセンター Tel 03-6730-5414

受付時間 9:00～17:00 (土日・祝日含む)

令和3年1月8日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受け、国土交通省による「不動産における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」が改訂されました。「寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について」における感染防止等のポイントとともに、本ガイドラインを踏まえ、「三つの密」対策を徹底していただきますようお願いいたします。

○不動産における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (令和3年1月8日改訂版)

<https://www.zennichi.or.jp/wp-content/uploads/2021/01/969c9c4d7373a62be2d27ae2ecbf4095.pdf>

○寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について

<https://www.zennichi.or.jp/wp-content/uploads/2021/01/9a64b5fafc4fe54c530b0edd351fb36c.pdf>

◆ 令和2年度内に退会（廃業）をお考えの方へ

令和2年度内に退会（廃業）される方は、

県への廃業届及び協会退会届を令和3年3月30日（火）（必着）までに必ずご提出ください。

※3月30日までに退会届（県受付印の押印された廃業届コピーの添付必要）が事務局に届かない場合は、令和3年度（新年度）会費が発生いたしますのでご留意ください。

※詳しくは事務局までお問い合わせください。

「全日三重」は当県本部HPにも掲載しておりますのでご覧ください。